

議案第二百二号

福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年福島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条―第十七条」を「第十四条―第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。

前文中「社会問題となっている。」の次に次のように加える。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水などの生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、豪雨災害などの自然災害が大規模化していることから、その影響により本県の過疎・中山間地域は、更に厳しい状況に置かれている。

前文中「の下」の下に「、東日本大震災や自然災害の影響を克服し」を、「図ること」の下に「など、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開すること」を加える。

第三条に次の一項を加える。

6 過疎・中山間地域においては、前各項に掲げるものに加え、東日本大震災による被害及び影響を克服するための取組による地域づくりが図られなければならない。

第十一条中「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十二条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災による被害等の克服）

第十二条 県は、過疎・中山間地域における東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るため、生活基盤の整備、豊かな自然環境の回復、地域社会の維持・再生、これまでの常識にとらわれない大胆な発想に基づく産業の創出その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。